

サービック本社に3件の申し入れ！

9月9日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービック本社に対して3件（発2号、発3号、発4号）の申し入れを行いました。

発2号【第一事業所の社員に対する「訓告」に関する申し入れ】

9月2日、第一事業所の社員に対して「業務指示違反（超勤拒否）を発生させたことは、社員として不都合な行為である」として「訓告」が出されました。しかし、社員は、超勤（残業）が出来ない旨を申し出ていて、業務指示違反（超勤拒否）を発生させていません。

- ①「訓告」を出した経緯と根拠を明らかにすること。
- ②社員の超勤が出来ない理由と、誰がどのように対処したのか明らかにすること。
- ③超勤を拒むことが出来る正当な理由と、誰がどのように判断するのか明らかにすること。
- ④社員に出した「訓告」を撤回し、謝罪すること。

発3号【京都事業所における要員に関する申し入れ】

京都事業所営業科において、退職や病気などにより要員不足になっています。早急に要員を確保しなければ、11月の紅葉見学による多客（業務量大幅増）に対応できません。

- ①京都事業所における要員状況と要員確保の取り組みを明らかにすること。
- ②京都事業所において十分な要員を早急に確保すること。

発4号【発1号（第二事業所営業三科開設に関する緊急申し入れ）の追加申し入れ】

8月1日、第二事業所において営業三科が開設されました。8月1日、地本は営業三科開設に伴う情報が何も明らかになっていないため緊急申し入れ（発1号「かんさい回覧板No. 67参照）を行いました。さらに9月9日、追加の申し入れを行いました。

- ①営業三科詰所のエアコンが古く効きが悪いので新型に交換すること。
- ②営業三科の制服を営業服から作業服に変更すること。
- ③営業三科の業務（除菌作業）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためである。新型コロナウイルス感染が収束したとき営業三科の業務（除菌作業）はどうなるのか明らかにすること。
- ④管理者が「年休発給は委託との関係があり、全員休まれたら時季変更権になる」と言っている。「年休発給は委託との関係」とはどういうことか明らかにすること。
- ⑤営業三科の基準人員を明らかにすること。
- ⑥サービックの就業規則を希望者に配布すること。

（参考）発1号

- ①営業三科開設に至った理由、要員の選択基準、業務内容などを明らかにすること。
- ②営業三科と営業二科、遺失との間で、要員の配置換えが発生するのか明らかにすること。
- ③営業三科の今後のあり方を明らかにすること。